

## 令和4年度 第2回 豊明市都市計画審議会会議録

日 時 令和4年11月15日（火）午後2時00分～午後2時40分  
場 所 豊明市役所 新館1階 会議室4.5  
出席者 委 員： 井澤知且、伊藤洋、後藤学、酒井克俊、  
青木規久範、長谷川寿一、若林二郎、北川昭雄  
加藤武嗣（代理出席 青木健太郎）  
幹 事： 小串真美 行政経営部長、宇佐見恭裕 市民生活部長  
伊藤正弘 経済建設部長  
事務局： 伊藤計画建築担当係長、石川主査  
欠席者 委 員： 原田一也  
事務局： 中野都市計画課長

### 1 会長あいさつ

### 2 議題

- (1) 名古屋都市計画 生産緑地地区の変更（市決定）

### 3 報告事項

- (1) 豊明市特定生産緑地の指定予定地区について

事務局： それでは、以降の進行は豊明市都市計画審議会条例第7条第2項に基づき井澤会長にお願いします。

会 長： 会議に入る前に傍聴者の確認をします。本日は、傍聴希望がありますか。

事務局： 傍聴希望者はおりませんでした。

会 長： それでは続いて、議事録署名者2名を選出いただきます。前回の議事録署名人が若林委員と伊藤委員でしたので、今回は次席順のため北川委員と青木委員（原田委員欠席のため繰上）にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

委 員： （各委員より異議なしの声）

会 長： では、今回の議事録署名者は、北川委員と青木委員にお願いいたします。  
なお、議事録における発言者の氏名等の記載について、これまでどおり記載  
しないことよろしいでしょうか。

委 員： （各委員より異議なしの声）

会 長： それでは、氏名等は記載しないことにします。  
では、改めまして会議を進めていきたいと思えます。

会 長： （１）生産緑地地区の変更について、事務局から説明をお願いします。

事務局： （配布資料により説明）

会 長： 只今の説明について、何かご意見、ご質問等ございますか。

委 員： 生産緑地番号 101 から 105 番について、現状は全て田んぼでしょうか。

事務局： ミカン畑、ブドウ畑、ハウスが建っている畑、田んぼがあります。

委 員： 生産緑地番号 102 番、103 番について、開発時に道路が整備される箇所に近い  
ですが、仮換地時に減歩されることは承知でしょうか。

事務局： 市街地整備課が間米南部土地区画整理事業における指定申出者に対して、減  
歩については説明しており、減歩しても 500 m<sup>2</sup>は切らないように配慮してあ  
ります。

会 長： 生産緑地の 2022 年問題について、豊明市における生産緑地指定解除の影響は  
どのように考えていますか。

事務局： 特定生産緑地に指定しなかった面積は約 6,104 m<sup>2</sup>あり、対象の地権者が買取  
申出書を提出してくる可能性があると考えています。また、特定生産緑地に  
指定している農地で、地権者の高齢化が進み、死亡や故障による買取申出書  
が提出されることが今後増えてきます。そういった背景の中、地権者ならび  
に相続人と話をし、生産緑地をどのように維持していくか見定めていきま  
す。  
他市よりは、生産緑地問題の影響は少ないと考えています。

委 員： 生産緑地番号 101 番から 105 番について、間米南部土地区画整理事業で、道  
路、宅地が形成されていきますが、500 m<sup>2</sup>以下にならないように調整はされて  
いるのでしょうか。

事務局： 市街地整備課が間米南部土地区画整理組合と調整を行っており、宅地の中に  
生産緑地を仮換地していきます。仮換地時点で 500 m<sup>2</sup>以上になるように配慮  
していく予定となっています。

委 員： 土地区画整理事業の整備計画では、道路が優先されるのか、生産緑地が優先  
されるのでしょうか。

事務局： 道路が優先され、区割りが決まったら、生産緑地の指定位置も決まってく  
ます。そのため、現在の指定予定地から仮換地後には、指定場所が変わって  
いきます。

委 員： 生産緑地番号 8-1 について、制限解除後の活用方法について教えてください。

事務局： 豊明市開発指導要綱の情報より、主に住宅を建設予定の計画となっています。

委員： 生産緑地を市民農園として非農家の方に提供することは可能でしょうか。

事務局： 可能です。

委員： 生産緑地番号 100-1 番や 101 番から 105 番について、各土地区画整理事業が行われる中で、市民農園を作ると地域の交流拠点となる可能性があるが、豊明市では生産緑地をそのように活用することは検討しているのでしょうか。

事務局： 現状は検討していません。申出者の話を聴く限り、ご自身で農業を続けていく意向がある方が多いことを考慮して、生産緑地事務手続きの対応をしています。

委員： 市民農園として生産緑地を活用できるようなことを間米南部土地区画整理事業の地権者に周知すると良かったが、現在、生産緑地指定を受付することは出来るのでしょうか。

事務局： 現在は受付けていません。

委員： 貸農園を行うことは、地権者が農地を維持できなくなった場合に検討をすればよいのではないのでしょうか。事務局の説明を聞いて、今回の指定希望者は、農業をやりたいという希望だと思いますので、貸農園などは、検討していないと判断しているのではないのでしょうか。

会長： 一通り質疑・応答がございました。では、ご質問やご意見もないようですのでここで（１）名古屋都市計画生産緑地地区の変更に対して承認していただける方の挙手をお願いします。

委員： （委員全員挙手）

会長： 本案件は、全員賛成により原案通り承認することとします。

会長： その他、事務局から何かありますでしょうか。

事務局： 特にありません。

会長： では、他にないようですので、本日の議事等は全て終了いたしました。議長を務めを、事務局にお返しします。委員の皆様には、長時間に亘りご審議・ご意見いただきましてありがとうございました。

事務局： 本日の会議録につきましては、会議録署名者及び会長にご確認いただきましたら、委員の皆様には郵送させていただきます。次回の令和４年度第３回豊明市都市計画審議会は令和５年１月頃を予定しております。これを持ちまして、令和４年度第２回豊明市都市計画審議会を終了いたします。ありがとうございました。

午後２時４０分 会を終了した。

この会議録が正確であることを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

会 長 ⑩

署 名 ⑩

署 名 ⑩